

新	旧
<p>2. 失格基準</p> <p>(1) 失格基準価格による判定</p> <p><u>調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、次のとおり失格基準価格を設定します。ただし、下記ア及びイにおいて算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとします。</u></p> <p><u>ア 入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。以下、2(1)において同じ。）が5者以上の場合は、入札価格の低い順に入札者の8割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1円未満切捨て）</u></p> <p><u>イ 入札者が4者又は3者の場合は、入札価格の低い順に入札者の8割（小数点以下切捨て）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1円未満切捨て）</u></p> <p><u>ウ 入札者が2者又は1者の場合は、調査基準価格に10分の9.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）この失格基準価格に満たない価格により入札した者にあつては、契約内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とします。ただし、全ての入札者が失格基準価格に満たない価格により入札した場合は、失格基準価格による判定はしないものとします。</u></p>	<p>2. 失格基準</p> <p>(1) 失格基準価格による判定</p> <p><u>入札価格の低い順に入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。）の8割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1円未満切捨て）を失格基準価格として設定します。ただし、算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとします。</u></p> <p><u>この失格基準価格に満たない価格により入札した者にあつては、契約内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とします。ただし、全ての入札者が失格基準価格に満たない価格により入札した場合は、失格基準価格による判定はしないものとします。</u></p> <p><u>また、入札者が5者未満の場合は、失格基準価格は適用しないものとします。</u></p>
<p>3. 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、<u>監理技術者補佐</u>及び専任補助者の兼務禁止について</p> <p>調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合においては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、<u>監理技術者補佐</u>及び専任補助者（総合評価落札方式において配置できる技術者）の兼務は認めないこととします。</p> <p>なお、主任技術者（監理技術者）については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。</p>	<p>3. 現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専任補助者の兼務禁止について</p> <p>調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合においては、現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専任補助者（総合評価落札方式において配置できる技術者）の兼務は認めないこととします。</p> <p>なお、主任技術者（監理技術者）については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。</p>

新	旧
<p>5. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、<u>建設工事請負契約書別記</u>（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>(2)</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の<u>10分の5</u>以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第5項中「請負代金額の<u>10分の5</u>」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「<u>10分の7</u>」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第6項中「請負代金額の<u>10分の6</u>」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「<u>10分の7</u>」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、3に基づき主任技術者（監理技術者）、<u>監理技術者補佐及び専任補助者との兼務を認めないものとし、別記第10条第5項「現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専任補助者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用します。</u></p>	<p>5. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、<u>岩手県営建設工事請負契約書別記</u>（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>(2)</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の<u>10分の4</u>以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第5項中「請負代金額の<u>10分の4</u>」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「<u>10分の6</u>」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第6項中「請負代金額の<u>10分の5</u>」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「<u>10分の6</u>」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、3に基づき主任技術者（監理技術者）及び専任補助者との兼務を認めないものとし、別記第10条第5項「現場代理人、<u>主任技術者及び監理技術者並びに</u>専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人<u>と主任技術者（監理技術者）</u>及び専任補助者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用します。</p>